

関税率表解説改正

新	旧
第 60 類 メリヤス編物及びクロセ編物	第 60 類 メリヤス編物及びクロセ編物
(省 略)	(省 略)
<p>号の解説 6005.21から6005.44及び6006.21から6006.44 メリヤス編物及びクロセ編物で漂白してないもの及び漂白したもの、浸染したもの、異なる色の糸から成るもの又はなせんしたもの 11部の号注1の<u>(d)</u>から<u>(h)</u>までの規定はメリヤス編物及びクロセ編物で漂白してないもの及び漂白したもの、浸染したもの、異なる色の糸から成るもの又はなせんしたものに準用する。 異なる色になせんした糸又は同色で濃淡の異なる色になせんした糸を全部又は一部に使用したものから成る編物は、異なる色の糸から成る編物であり、浸染した編物又はなせんした編物とはみなさない。</p>	<p>号の解説 6005.21から6005.44及び6006.21から6006.44 メリヤス編物及びクロセ編物で漂白してないもの及び漂白したもの、浸染したもの、異なる色の糸から成るもの又はなせんしたもの 11部の号注1の<u>(e)</u>から<u>(jj)</u>までの規定はメリヤス編物及びクロセ編物で漂白してないもの及び漂白したもの、浸染したもの、異なる色の糸から成るもの又はなせんしたものに準用する。 異なる色になせんした糸又は同色で濃淡の異なる色になせんした糸を全部又は一部に使用したものから成る編物は、異なる色の糸から成る編物であり、浸染した編物又はなせんした編物とはみなさない。</p>
<p>60.02 メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。） (省 略)</p> <p>第60.01項のパイル編物を除き、この項は幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のメリヤス編物及びクロセ編物を含む。 弾性糸は11部の注13に規定されている。この注におけるテクスチャード加工糸は54.02項の解説末尾にある号の解説に規定されている。</p>	<p>60.02 メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。） (省 略)</p> <p>第60.01項のパイル編物を除き、この項は幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のメリヤス編物及びクロセ編物を含む。 弾性糸は11部の号注1の<u>(a)</u>に規定されている。この注におけるテクスチャード加工糸は54.02項の解説末尾にある号の解説に規定されている。</p>
(省 略)	(省 略)

関税率表解説改正

新	旧
<p>60.04 メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートルを超える、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p>第60.01項のパイル編物を除き、この項は幅が30センチメートルを超える、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のメリヤス編物及びクロセ編物を含む。</p> <p>弾性糸は11部の<u>注13</u>に規定されている。この注におけるテクスチャード加工糸は、54.02項の解説末尾にある号の解説に規定されている。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>	<p>60.04 メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートルを超える、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p>第60.01項のパイル編物を除き、この項は幅が30センチメートルを超える、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のメリヤス編物及びクロセ編物を含む。</p> <p>弾性糸は11部の<u>号注1(a)</u>に規定されている。この注におけるテクスチャード加工糸は、54.02項の解説末尾にある号の解説に規定されている。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>
<p>60.05 たてメリヤス編物（ガルーンメリヤス機により編んだものを含むものとし、第60.01項から第60.04項までのものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>	<p>60.05 たてメリヤス編物（ガルーンメリヤス機により編んだものを含むものとし、第60.01項から第60.04項までのものを除く。）</p> <p><u>6005.10 - 羊毛製又は纖獸毛製のもの</u></p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>

関税率表解説改正

新	旧
第 61 類	第 61 類
<p>衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）</p> <p>（省 略）</p> <p>総 説 （省 略）</p> <p>11部<u>注14</u>の適用により異なる項に属する衣類は、小売用のセットにした場合であっても当該各項に属する。しかしながら、各項の本文で特掲されている小売用のセットにした衣類（例えば、スーツ、パジャマ、水着）については適用しない。この11部<u>注14</u>の適用において「紡織用纖維から成る衣類」とは、第61.01項から第61.14項までの衣類をいうことに注意しなければならない。</p> <p>（省 略）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (c) （省 略）</p> <p>(d) 人形用衣類 (<u>95.03</u>)</p> <p>（省 略）</p>	<p>衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）</p> <p>（省 略）</p> <p>総 説 （省 略）</p> <p>11部<u>注13</u>の適用により異なる項に属する衣類は、小売用のセットにした場合であっても当該各項に属する。しかしながら、各項の本文で特掲されている小売用のセットにした衣類（例えば、スーツ、パジャマ、水着）については適用しない。この11部<u>注13</u>の適用において「紡織用纖維から成る衣類」とは、第61.01項から第61.14項までの衣類をいうことに注意しなければならない。</p> <p>（省 略）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (c) （省 略）</p> <p>(d) 人形用衣類 (<u>95.02</u>)</p> <p>（省 略）</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>61.01 男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローカー、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第61.03項のものを除く。） (削除) 6101.20 - 綿製のもの 6101.30 - 人造繊維製のもの 6101.90 - その他の紡織用纖維製のもの (省略)</p>	<p>61.01 男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローカー、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第61.03項のものを除く。） <u>6101.10 - 羊毛製又は纖獸毛製のもの</u> 6101.20 - 綿製のもの 6101.30 - 人造繊維製のもの 6101.90 - その他の紡織用纖維製のもの (省略)</p>
<p>61.03 男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） <u>6103.10 - スーツ</u> - アンサンブル (削除) 6103.22 - - 綿製のもの 6103.23 - - 合成纖維製のもの 6103.29 - - その他の紡織用纖維製のもの (省略) (省略)</p>	<p>61.03 男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） <u>- スーツ</u> <u>6103.11 - - 羊毛製又は纖獸毛製のもの</u> <u>6103.12 - - 合成纖維製のもの</u> <u>6103.19 - - その他の紡織用纖維製のもの</u> - アンサンブル <u>6103.21 - - 羊毛製又は纖獸毛製のもの</u> 6103.22 - - 綿製のもの 6103.23 - - 合成纖維製のもの 6103.29 - - その他の紡織用纖維製のもの (省略) (省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>61.04 女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ(水着を除く。)(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)</p> <p>- スーツ (削除) (削除)</p> <p>6104.13 - - 合成繊維製のもの</p> <p>6104.19 - - その他の紡織用繊維製のもの</p> <p>- アンサンブル (削除)</p> <p>6104.22 - - 綿製のもの</p> <p>6104.23 - - 合成繊維製のもの</p> <p>6104.29 - - その他の紡織用繊維製のもの (省略)</p> <p>(省略)</p>	<p>61.04 女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ(水着を除く。)(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)</p> <p>- スーツ <u>6104.11 - - 羊毛製又は纖獸毛製のもの</u> <u>6104.12 - - 綿製のもの</u></p> <p>6104.13 - - 合成繊維製のもの</p> <p>6104.19 - - その他の紡織用繊維製のもの</p> <p>- アンサンブル <u>6104.21 - - 羊毛製又は纖獸毛製のもの</u></p> <p>6104.22 - - 綿製のもの</p> <p>6104.23 - - 合成繊維製のもの</p> <p>6104.29 - - その他の紡織用繊維製のもの (省略)</p> <p>(省略)</p>
<p>61.07 男子用のパンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)</p> <p>(省略)</p> <p>- その他のもの</p> <p>6107.91 - - 綿製のもの (削除)</p> <p>6107.99 - - その他の紡織用繊維製のもの (省略)</p>	<p>61.07 男子用のパンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)</p> <p>(省略)</p> <p>- その他のもの</p> <p>6107.91 - - 綿製のもの <u>6107.92 - - 人造繊維製のもの</u></p> <p>6107.99 - - その他の紡織用繊維製のもの (省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>61.11 乳児用の衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） (削除)</p> <p>6111.20 - 綿製のもの 6111.30 - 合成繊維製のもの 6111.90 - その他の紡織用繊維製のもの</p> <p>(省略)</p>	<p>61.11 乳児用の衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） <u>6111.10 - 羊毛製又は纖獸毛製のもの</u></p> <p>6111.20 - 綿製のもの 6111.30 - 合成繊維製のもの 6111.90 - その他の紡織用繊維製のもの</p> <p>(省略)</p>
<p>61.14 その他の衣類（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） (削除)</p> <p>6114.20 - 綿製のもの 6114.30 - 人造繊維製のもの 6114.90 - その他の紡織用繊維製のもの</p> <p>(省略)</p>	<p>61.14 その他の衣類（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） <u>6114.10 - 羊毛製又は纖獸毛製のもの</u></p> <p>6114.20 - 綿製のもの 6114.30 - 人造繊維製のもの 6114.90 - その他の紡織用繊維製のもの</p> <p>(省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>61.15 パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類（<u>段階的圧縮靴下（例えば、静脈瘤（りゆう）症用のストッキング）</u>及び履物として使用するもの（更に別の底を取り付けてないものに限る。）を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）</p> <p>6115.10 - 段階的圧縮靴下（例えば、静脈瘤（りゆう）症用のストッキング） - その他のパンティストッキング及びタイツ</p> <p>6115.21 - - 合成繊維製のもの（構成する単糸が67デシテックス未満のものに限る。）</p> <p>6115.22 - - 合成繊維製のもの（構成する単糸が67デシテックス以上とのものに限る。）</p> <p>6115.29 - - その他の紡織用繊維製のもの</p> <p>6115.30 - その他の女子用の長靴下（構成する単糸が67デシテックス未満のものに限る。） - その他のもの</p> <p>6115.94 - - 羊毛製又は纖獸毛製のもの</p> <p>6115.95 - - 編製のもの</p> <p>6115.96 - - 合成繊維製のもの</p> <p>6115.99 - - その他の紡織用繊維製のもの</p> <p>この項には、次のメリヤス編み又はクロセ編みの物品を含む（男子用又は女子用の区別を問わない。）。</p> <p>(1)～(2)（省略）</p> <p>(3)アンダーストッキング（主として防寒用に使用される。）</p> <p>(4)段階的圧縮靴下（例えば、静脈瘤（りゆう）症用のストッキング）</p> <p>(5)ソケット（ストッキングの足又はつま先の摩擦又は消耗を防ぐために使用される。）</p> <p>(6)甲にのり付け、縫製その他の方法で取り付けられた本底を有しない履物（乳児用のブーティーを除く。） (省略)</p> <p style="text-align: center;">* — * — *</p>	<p>61.15 パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類（<u>静脈瘤（りゆう）症用のストッキング及び履物として使用するもの（更に別の底を取り付けてないものに限る。）を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）</u></p> <p style="text-align: right;">（新規）</p> <p>- パンティストッキング及びタイツ</p> <p>6115.11 - - 合成繊維製のもの（構成する単糸が67デシテックス未満のものに限る。）</p> <p>6115.12 - - 合成繊維製のもの（構成する単糸が67デシテックス以上とのものに限る。）</p> <p>6115.19 - - その他の紡織用繊維製のもの</p> <p>6115.20 - 女子用の長靴下（構成する単糸が67デシテックス未満のものに限る。） - その他のもの</p> <p>6115.91 - - 羊毛製又は纖獸毛製のもの</p> <p>6115.92 - - 編製のもの</p> <p>6115.93 - - 合成繊維製のもの</p> <p>6115.99 - - その他の紡織用繊維製のもの</p> <p>この項には、次のメリヤス編み又はクロセ編みの物品を含む（男子用又は女子用の区別を問わない。）。</p> <p>(1)～(2)（省略）</p> <p>(3)アンダーストッキング（主として防寒用又は静脈瘤症用に使用される。）</p> <p style="text-align: right;">（新規）</p> <p>(4)ソケット（ストッキングの足又はつま先の摩擦又は消耗を防ぐために使用される。）</p> <p>(5)甲にのり付け、縫製その他の方法で取り付けられた本底を有しない履物（乳児用のブーティーを除く。） (省略)</p> <p style="text-align: right;">（新規）</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p><u>6115.10号において、「段階的圧縮靴下」とは、血流が促進されるよう、圧縮力が足首において最も強く、脚上部にいくに従って段階的に弱まるような靴下をいう。</u></p>	

関税率表解説改正

新	旧
<p>61.17 その他の衣類附属品（製品にしたもので、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）</p> <p>6117.10 - ショール、スカーフ、マフラー、マンティーラ、ベールその他これらに類する製品 (削除)</p> <p>6117.80 - その他の附属品</p> <p>6117.90 - 部分品</p> <p>(省略)</p>	<p>61.17 その他の衣類附属品（製品にしたもので、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）</p> <p>6117.10 - ショール、スカーフ、マフラー、マンティーラ、ベールその他これらに類する製品</p> <p><u>6117.20 - ネクタイ</u></p> <p>6117.80 - その他の附属品</p> <p>6117.90 - 部分品</p> <p>(省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
第 62 類	第 62 類
<p>衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）</p> <p>（省 略）</p> <p>総 説 （省 略）</p> <p>11部<u>注14</u>の適用により異なる項に属する衣類は、小売用のセットにした場合であっても当該各項に属する。しかしながら、各項の本文で特掲されている小売用のセットにした衣類（例えば、スーツ、パジャマ、水着）については適用しない。この11部<u>注14</u>の適用において「紡織用纖維から成る衣類」とは、第62.01項から第62.11項までの衣類をいうことに注意しなければならない。</p> <p>（省 略）</p> <p>この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (c) （省 略）</p> <p>(d) 人形用衣類（<u>95.03</u>）</p> <p>（省 略）</p>	<p>衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）</p> <p>（省 略）</p> <p>総 説 （省 略）</p> <p>11部<u>注13</u>の適用により異なる項に属する衣類は、小売用のセットにした場合であっても当該各項に属する。しかしながら、各項の本文で特掲されている小売用のセットにした衣類（例えば、スーツ、パジャマ、水着）については適用しない。この11部<u>注13</u>の適用において「紡織用纖維から成る衣類」とは、第62.01項から第62.11項までの衣類をいうことに注意しなければならない。</p> <p>（省 略）</p> <p>この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (c) （省 略）</p> <p>(d) 人形用衣類（<u>95.02</u>）</p> <p>（省 略）</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>62.03 男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ(水着を除く。) (省略)</p> <p>- アンサンブル (削除)</p> <p>6203.22 - 綿製のもの</p> <p>6203.23 - 合成繊維製のもの</p> <p>6203.29 - その他の紡織用繊維製のもの (省略)</p> <p>(省略)</p>	<p>62.03 男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ(水着を除く。) (省略)</p> <p>- アンサンブル</p> <p><u>6203.21 - 羊毛製又は纖獸毛製のもの</u></p> <p>6203.22 - 綿製のもの</p> <p>6203.23 - 合成繊維製のもの</p> <p>6203.29 - その他の紡織用繊維製のもの (省略)</p> <p>(省略)</p>
<p>62.05 男子用のシャツ (削除)</p> <p>6205.20 - 綿製のもの</p> <p>6205.30 - 人造繊維製のもの</p> <p>6205.90 - その他の紡織用繊維製のもの (省略)</p>	<p>62.05 男子用のシャツ</p> <p><u>6205.10 - 羊毛製又は纖獸毛製のもの</u></p> <p>6205.20 - 綿製のもの</p> <p>6205.30 - 人造繊維製のもの</p> <p>6205.90 - その他の紡織用繊維製のもの (省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>62.07 男子用のシングレットその他これに類する肌着、パンツ、スpon下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品 (省略) - その他のもの 6207.91 - - 綿製のもの (削除) 6207.99 - - その他の紡織用纖維製のもの (省略)</p>	<p>62.07 男子用のシングレットその他これに類する肌着、パンツ、スpon下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品 (省略) - その他のもの 6207.91 - - 綿製のもの <u>6207.92 - - 人造纖維製のもの</u> 6207.99 - - その他の紡織用纖維製のもの (省略)</p>
<p>62.09 乳児用の衣類及び衣類附属品 (削除) 6209.20 - 綿製のもの 6209.30 - 合成纖維製のもの 6209.90 - その他の紡織用纖維製のもの (省略)</p>	<p>62.09 乳児用の衣類及び衣類附属品 <u>6209.10 - 羊毛製又は纖獸毛製のもの</u> 6209.20 - 綿製のもの 6209.30 - 合成纖維製のもの 6209.90 - その他の紡織用纖維製のもの (省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>62.11 トックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他の衣類 (省略) - その他の男子用の衣類 (削除) 6211.32 - 綿製のもの 6211.33 - 人造繊維製のもの 6211.39 - その他の紡織用繊維製のもの (省略) (省略)</p>	<p>62.11 トックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他の衣類 (省略) - その他の男子用の衣類 <u>6211.31 - 羊毛製又は纖獸毛製のもの</u> 6211.32 - 綿製のもの 6211.33 - 人造繊維製のもの 6211.39 - その他の紡織用繊維製のもの (省略) (省略)</p>
<p>62.13 ハンカチ (削除) 6213.20 - 綿製のもの 6213.90 - その他の紡織用繊維製のもの (省略)</p>	<p>62.13 ハンカチ <u>6213.10 - 絹(絹のくずを含む。)製のもの</u> 6213.20 - 綿製のもの 6213.90 - その他の紡織用繊維製のもの (省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>63.02 ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン (省略)</p> <p>- その他のテーブルリネン</p> <p>6302.51 - - 編製のもの (削除)</p> <p>6302.53 - - 人造纖維製のもの</p> <p>6302.59 - - その他の紡織用纖維製のもの (省略)</p> <p>- その他のもの</p> <p>6302.91 - - 編製のもの (削除)</p> <p>6302.93 - - 人造纖維製のもの</p> <p>6302.99 - - その他の紡織用纖維製のもの (省略)</p>	<p>63.02 ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン (省略)</p> <p>- その他のテーブルリネン</p> <p>6302.51 - - 編製のもの</p> <p><u>6302.52 - - 亜麻製のもの</u></p> <p>6302.53 - - 人造纖維製のもの</p> <p>6302.59 - - その他の紡織用纖維製のもの (省略)</p> <p>- その他のもの</p> <p>6302.91 - - 編製のもの</p> <p><u>6302.92 - - 亜麻製のもの</u></p> <p>6302.93 - - 人造纖維製のもの</p> <p>6302.99 - - その他の紡織用纖維製のもの (省略)</p>
<p>63.03 カーテン(ドレープを含む。)、室内用ブライント、カーテンバランス及びペッドバランス</p> <p>- メリヤス編み又はクロセ編みのもの (削除)</p> <p>6303.12 - - 合成纖維製のもの</p> <p>6303.19 - - その他の紡織用纖維製のもの (省略) (省略)</p>	<p>63.03 カーテン(ドレープを含む。)、室内用ブライント、カーテンバランス及びペッドバランス</p> <p>- メリヤス編み又はクロセ編みのもの</p> <p><u>6303.11 - - 編製のもの</u></p> <p>6303.12 - - 合成纖維製のもの</p> <p>6303.19 - - その他の紡織用纖維製のもの (省略) (省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>63.06 ターポリン及び日よけ、テント、帆(ポート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。)並びにキャンプ用品</p> <ul style="list-style-type: none"> - ターポリン及び日よけ (削除) 6306.12 - - 合成繊維製のもの 6306.19 - - その他の紡織用繊維製のもの - テント (削除) 6306.22 - - 合成繊維製のもの 6306.29 - - その他の紡織用繊維製のもの <u>6306.30 - 帆</u> <u>6306.40 - 空気マットレス</u> (省略) (省略) 	<p>63.06 ターポリン及び日よけ、テント、帆(ポート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。)並びにキャンプ用品</p> <ul style="list-style-type: none"> - ターポリン及び日よけ <u>6306.11 - - 編製のもの</u> 6306.12 - - 合成繊維製のもの 6306.19 - - その他の紡織用繊維製のもの - テント <u>6306.21 - - 編製のもの</u> 6306.22 - - 合成繊維製のもの 6306.29 - - その他の紡織用繊維製のもの - <u>帆</u> <u>6306.31 - - 合成繊維製のもの</u> <u>6306.39 - - その他の紡織用繊維製のもの</u> - <u>空気マットレス</u> <u>6306.41 - - 編製のもの</u> <u>6306.49 - - その他の紡織用繊維製のもの</u> (省略) (省略)